鳥取大学工学部建物委員会規程

(目的)

第1条 鳥取大学工学部に、建物及び施設の整備を図るため鳥取大学工学部建物委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、学部長の諮問により次に掲げる事項を審議する。
 - 一 建物及び施設の整備計画に関すること
 - 二 その他建物及び施設に関する重要事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 大学院工学研究科各講座から選出された教授 各1人
 - 二 その他委員長が必要と認めた者

(委員の任期)

- 第4条 前条第1号の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。 ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第2号の委員の任期は、委員長がその都度定める。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

(報告)

第6条 委員会は、審議した結果を学部長に報告するものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、工学部事務部において処理する。

附則

- 1 この規程施行により、最初の第3条第1号の委員となる者の任期は、第4 条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。
- 2 この規程は、平成9年10月16日から施行する。

附則

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。